

デマンドレスポンス契約要綱 (NACHARGE)

[2023年5月1日実施]

1 目的

この「デマンドレスポンス契約要綱（NACHARGE）」（以下「この要綱」といいます。）は、当社の小売電気事業者としての需給運用のために行なう依頼に応じて、お客さまに調整力を提供していただくことを目的といたします。

2 適用条件

基本契約要綱（特別高圧）、基本契約要綱（高圧）、基本契約要綱（東京エリア）または基本契約要綱（関西エリア）にもとづき当社と電気需給契約（以下「原契約」といいます。）を契約しているお客さままで、3(3)に定める調整対象期間中、調整力の提供およびこの要綱の対象となる契約に係る情報を当社のビジネス向けWEB会員サービスであるビジエネ（以下「ビジエネ」といいます。）へ継続登録することが可能であって、当社との協議が整ったお客さまに適用いたします。

3 定義

次の言葉は、この要綱においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

(1) 契約電源等

お客さまの発電設備または蓄電池設備もしくは負荷設備であって、この要綱の対象となる設備をいいます。

(2) 調整力

契約電源等の能力であって、発電設備または蓄電池設備の出力の増減もしくは負荷設備における電気の使用的抑止（以下「抑制等」といいます。）を行なう能力をいいます。お客さまは、調整対象期間を通じて、抑制等が可能な状態で待機していただき、当社の依頼により抑制等を行なっていただきます。

(3) 調整対象期間

お客さまに調整力を提供を依頼する期間とし、原則として毎年4月1日から翌年の3月31日までといたします。

なお、土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日および12月31日を除きます。

(4) 発動回数

調整対象期間において当社がお客さまに調整力の提供を依頼する回数とし、上限は定めません。

(5) 対象時間

当社がお客さまに調整力の提供を依頼する時間帯とし、毎日9時から20時の間で、当社が定めます。

(6) 調整依頼時刻

当社がお客さまに調整力の提供を依頼する時刻をいい、対象時間開始の180分前までといたします。

なお、当社は地震・台風等の災害発生時には、調整力の提供の依頼を取り下げることがあります。この場合、対象時間開始の60分前までにお客さまへ通知いたします。

(7) 継続時間

抑制等を継続する時間をいい、当社は、調整力の提供の依頼ごとに、180分以内で継続時間を指定いたします。

なお、お客さまと当社との協議により、180分を超える時間とすることがあります。

(8) 調整電力量

抑制等がなかった場合に想定される使用電力量（以下「ベースライン」といいます。）と使用電力量の差引きによって算定される値をいいます。ベースラインは、原則として、資源エネルギー庁の「エネルギー・リソース・アグリゲーション・ビジネスに関するガイドライン」（以下「ガイドライン」といいます。）に定める標準ベースライン（High 4 of 5〔当日調整あり。当日調整の基準とする時間は、抑制等を行なっていただく時間の5時間前から2時間前といたします。〕）といたします。

(9) 調整電力量割引単価

調整電力量に応じて割り引く単価とし、5(2)において定めます。

4 契約期間

(1) 契約期間は、デマンドレスポンス契約の契約締結の日から調整対象期間の末日までといたします。

(2) 契約期間満了に先だって、お客さまと当社の双方が、この契約の廃止、解約または変更について申入れを行なわない場合は、この契約は、契約期間満了後も同一条件で継続されるものといたします。

5 料金

原契約の各月の料金は、原契約によって料金として算定された金額から、次によって算定された金額（以下「割引額」といいます。）を差し引いたものといたします。

ただし、当該月における割引額は、原契約によって料金として算定された金額を上回らないものといたします。

なお、当該月の前月においてまったく電気を使用しない場合、および当該月の前月の間に供給を休止、もしくは停止または契約が消滅する場合、割引額は発生しないものといたします。

(1) 割引額は、当該月の前月の料金の算定対象期間においてお客さまに調整力の提供を依頼した日ごとに、次により算定した金額を合計したものといたします。

$$\text{割引額} = (2) \text{に定める調整電力量割引単価} \times \text{調整電力量}$$

なお、試験的な依頼の場合、割引額は発生しないものといたします。

(2) 調整電力量割引単価は、下記のとおりといたします。

調整電力量割引単価 (1キロワット時につき)	10円00銭
---------------------------	--------

6 調整電力量の算定

(1) 当社は、原契約と同一の計量器により計量された値を用いて、30分ごとに、ベースラインと使用電力量との差し引きにより算定した電力量をお客さまに調整力の提供を依頼した日ごとに合計し、調整電力量を算定いたします。

(2) 計量器の故障等により、電力量を正しく計量できない場合は、その都度お客さまと当社で協議のうえ、調整電力量を決定するものといたします。

(3) 当社は、お客さまと協議のうえ、必要に応じ、ベースラインの算定等に必要な計測装置その他通信に必要な回線等の設備をお客さま需要場所内に設置する場合があります。

7 運用等

(1) 当社は、非常変災等やむをえない理由によるときを除き、お客さまが調整力の提供の依頼に応じていただくことが困難であると当社が判断した場合、この契約の適用をお断りすることがあります。

(2) 当社は、電磁的方法（お客さまに電子メールを送信する方法等をいいます。）その他当社が適切と認める方法により、お客さまの調整力の提供に関する依頼をいたします。

(3) 当社は、ビジエネにて、お客さまに調整力の提供を依頼した日ごとの調整電力量および割引額をお知らせいたします。

(4) お客さまは、この要綱にもとづく調整力を、他のネガワットに関する取引等のために使用しないものといたします。

(5) 当社は、必要に応じ、調整力の提供を試験的に依頼する場合があります。

(6) 当社が、お客さまの需要場所に、計測装置等を取り付ける場合の取扱いは、あらかじめお客さまと当社との協議によって定めます。

8 第三者への委託

当社は、この要綱にもとづき当社が実施する業務の一部を第三者に委託する場合があります。この場合、必要な事項について、お客さまと協議のうえ決定いたします。

9 損害賠償

お客さままたは当社は、自己の責めに帰すべき事由により、相手方または第三者に損害を与えた場合は、当該損害を賠償するものといたします。

10 要綱の変更

(1) 当社は、法令、ガイドラインもしくは託送供給等約款等の変更、電気の安定的な供給その他の事情により、この要綱を変更する場合があります。

(2) (1)の場合、変更後の要綱は、変更前よりご契約いただいているお客さまに対しても適用するものといたします。

(3) (1)の場合、当社は、電磁的方法（お客さまに電子メールを送信する方法等をいいます。）その他当社が適切と認める方法により、変更の日および変更の内容をお客さまにお知らせいたします。この場合、変更後の要綱の内容のうち変更の内容以外については、お知らせを省略することがあります。

(4) (1)の場合、契約期間の途中であっても、契約条件は、(3)のお知らせに定める日から変更後の要綱によるものといたします。

11 その他

(1) 当社は、この要綱にもとづく抑制等を実施することまたは調整力の提供の依頼を取り下げることにより発生したお客さまの損害について、その賠償の責めを負いません。

(2) この要綱に定めのない事項については、基本契約要綱（特別高圧）、基本契約要綱（高圧）、基本契約要綱（東京エリア）または基本契約要綱（関西エリア）を準用することとし、その他の事項はガイドラインその他関係法令にもとづきお客さまと当社との協議によって定めます。